

長崎県有料老人ホーム設置運営指導要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指導指針」という。）に基づき、長崎県内における有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録をする有料老人ホーム含む（以下同じ））の設置運営に関する設置手続き等について定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホームとは、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する施設をいう。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。
- (3) 設置予定者とは、県内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (4) 設置者とは、県内に、有料老人ホームを設置、運営している者をいう。
- (5) 特定施設入居者生活介護事業所（以下「特定施設」という。）とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する事業を行う事業所をいう。
- (6) 介護付有料老人ホームとは、有料老人ホームのうち、介護保険法第70条の規定による特定施設の指定を受け事業を行う有料老人ホームをいう。
- (7) 保険者とは、介護保険の保険者をいう。

第2章 事前協議

(事前協議)

第3条 設置予定者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可（開発許可又は建築許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合はその変更許可）の申請前に、開発許可又は建築許可対象外の場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認（既存建物を有料老人ホームに転用する場合はその用途変更）の申請前に、指導指針2の（6）に規定する市町長及び知事との事前協議を行うものとする。

(市町長との事前協議)

第4条 前条の規定による設置予定者と市町長との事前協議は、設置予定者が市町長に対し、有料老人ホーム設置計画事前協議書(第1号様式)に必要な書類を添付して、提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、介護付有料老人ホームの設置予定者と市町長との事前協議は、長崎県指定特定施設入居者生活介護事業所の設置等に係る事前協議事務取扱要綱(以下「特定施設事前協議要綱」という。)による事前協議をもって、前項の規定による事前協議に替えることとする。

3 市町長は、第1項の規定による有料老人ホーム設置計画事前協議書の内容を審査し、土地利用計画及び老人福祉計画等の観点から必要な調整を行うとともに、事前協議の経過を踏まえ、設置予定者に対して有料老人ホーム設置計画に関する意見書(第2号様式)(以下「意見書」という。)を交付するものとする。

(知事との事前協議)

第5条 設置予定者は、前条第3項の規定により市町長から意見書を交付された後に、有料老人ホーム設置計画の詳細について、知事と事前協議を行うものとする。ただし、介護付有料老人ホームの設置予定者は、特定施設事前協議要綱による事前協議の結果について、指定特定施設入居者生活介護事業所設置等に係る事前協議結果通知書(以下「特定施設通知書」という。)により保険者からの通知がなされた後に、知事と事前協議を行うものとする。

2 前項の規定による事前協議は、設置予定者が知事に対して、有料老人ホーム設置計画事前協議書(第3号様式)に必要な書類を添付し、提出するものとする。なお、事前協議書には意見書の写しを添付するものとする。ただし、介護付有料老人ホームの設置予定者にあつては、特定施設通知書の写しを添付するものとする。

3 知事は、前項の規定による有料老人ホーム設置計画事前協議書の内容を審査し、この要領及び指導指針に適合していると認められ、かつ、意見書の写し又は特定施設通知書の写しの内容において有料老人ホームの設置運営に問題がないと認められるときは、設置予定者に対して、有料老人ホーム設置計画事前協議終了通知書(第4号様式)(以下「終了通知書」という。)を交付するとともに、市町長にその旨を通知するものとする。

4 設置予定者は、終了通知書を受領した後に、開発許可又は建築許可もしくは建築確認の申請を行うものとする。

(事前協議終了から届出又は登録申請までの状況報告)

第6条 設置予定者は、事前協議終了通知書を受領してから第8条の規定による設置届出又は、サ高住の登録申請までの間に、有料老人ホーム設置計画を変更する必要が生じた場合は、速やかに有料老人ホーム設置計画事前協議変更書（第5号様式）（以下「変更書」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による変更書の内容を審査し、変更が軽微であると認めた場合を除いて、設置予定者に第4条及び第5条に規定する事前協議の再手続を指示するとともに、市町長にその旨を通知するものとする。

(入居定員を増加する場合の取り扱い)

第7条 設置者が有料老人ホームの定員を増員しようとする場合においては、第4条及び第5条の規定を準用し、協議を行うこととする。この場合において、「設置予定者」は「設置者」と読み替えるものとする。

第3章 届出等

(設置届出等)

第8条 設置予定者が法第29条第1項の規定による知事への届出（以下「届出」という。）を行う場合は、建築確認通知書を受領後、速やかに有料老人ホーム設置届（長崎県老人福祉法施行細則（以下「施行細則」という。）様式第23号）を提出するものとする。又、高齢者住まい法第5条の規定によるサ高住の登録申請（以下「登録申請」という。）を行おうとする場合は、第5条の終了通知書を受領後、サ高住の登録申請書を提出するものとする。

2 知事は、前項の届出又は登録申請があったときは、届出又は登録申請の内容が適切であることを確認した上で、有料老人ホーム設置届受理通知書（第6号様式）（以下「受理通知書」という。）を設置予定者に交付又はサ高住登録簿に登録し遅滞なくその旨を申請者に通知するとともに、市町長にその旨を通知するものとする。

3 設置予定者は、原則として前項の受理通知書の交付又は登録簿への登録通知を受けた後に入居者の募集を開始するものとする。

(事業開始届)

第9条 設置者（サ高住登録を行う有料老人ホームの設置者を除く）は、有料老人ホームの事業を開始した後に、速やかに有料老人ホーム事業開始届（第7号様式）を知事に提出するものとし、知事は市町長に受理した旨を通知するものとする。

(事業変更届等)

第10条 設置予定者又は設置者が、法第29条第2項の規定による知事への届出又は高齢者住まい法第9条に規定による届出を行う場合の手續については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 届出又は登録事項の変更については、有料老人ホーム事業変更届（法施行細則様式第24号）又は登録事項等変更届出書（高齢者住まい法施行規則第16条別記様式第2号）により、当該変更事項に係る関係書類を添付して、変更の日から1か月以内に提出するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、入所定員の増加を伴う変更については、第7条の規定による協議終了後、有料老人ホーム事業変更届又は登録事項等変更届出書を提出するものとする。また、有料老人ホーム重要事項説明書の記載事項のうち、入居状況等及び職員体制の変更については、第11条の規定による定期報告において、毎年7月1日現在の状況を報告することとする。
- (3) 事業の休止又は廃止については、有料老人ホーム廃止（休止）届（施行細則様式第25号）をその休止又は廃止の日の一月前までに提出し、知事と必要な調整を行うものとする。
- (4) サ高住登録をしている有料老人ホームについては（3）の他に高齢者住まい法第12条の規定に該当する場合、30日以内に知事に届出を行うものとする。

第4章 設置後の報告等

(定期報告)

第11条 設置者は、毎年7月1日現在の次の各号の書類を同月末までに知事へ提出しなければならない。

- (1) 有料老人ホーム重要事項説明書
- (2) 有料老人ホーム情報開示一覧表（第8号様式）
- (3) 直近の事業年度の貸借対照表・損益計算書等の財務諸表
- (4) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、他業又は親会社に係る直近の事業年度の貸借対照表・損益計算書等の財務諸表

(随時報告)

第12条 設置者は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 利用料の改定を行った場合
 - ア 改定の内容を明らかにした報告書
 - イ 改定に係る運営懇談会開催状況報告書（第9号様式）（以下「運営懇談会報告書」という。）
- (2) 入居契約書・管理規程の変更を行った場合
 - ア 変更の内容を明らかにした報告書

- イ 変更後の当該書類、新旧対照表等変更内容が確認できる資料
- ウ 当該変更に係る運営懇談会報告書

第5章 雑則

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

第1条 この要領は、平成17年3月1日から施行する。

第2条 この要領の施行日に以下の各号の手続が終了している場合であって、かつ指導指針に基づく事前協議が終了しているときは、第3条から第7条に定める事前協議の対象とはしない。

- (1) 都市計画法による開発許可又は建築許可申請
- (2) 開発許可又は建築許可を要しない場合における建築確認申請
- (3) 開発許可又は建築許可を受けた既存建物を転用する場合におけるその変更許可
- (4) 開発許可又は建築許可を受けていない既存建物を転用する場合におけるその用途変更

(附則)

第1条 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

第1条 この要領は、平成21年5月1日から施行する。

(附則)

第1条 この要領は、平成27年7月1日から施行する。

(附則)

第1条 この要領は、令和3年8月1日から施行する。